別表十七の二（三）付表一　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載すること。

2　「連結超過利子個別帰属額の計算」及び「連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄は、各連結法人が租税特別措置法第68条の89の３第７項に規定する連結超過利子個別帰属額の計算をする場合に記載すること。

別表十七の二（三）付表一　連結超過利子個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

連結超過利子個別帰属額の計算

当期損金算入額（別表十七の二(三)「8の計」）	1	円	連結法人の関連者支払利子等の額（別表十七の二(二)付表一「10」）	3	円
関連者支払利子等の額の合計額（別表十七の二(二)「1」）	2		当期損金算入額の個別帰属額 (1) × (3)/(2)	4	

連結事業年度	連結超過利子個別帰属額〔前期の(9)又は別表十七の二(三)付表二「19」〕	調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の個別帰属額（対象連結事業年度の(26)）	当期損金算入額の個別帰属額 (4)	連結超過利子額に係る当期損金算入額の個別帰属額 (6)＋(7)	連結超過利子個別帰属額の翌期繰越額 (5)－(8)
	5	6	7	8	9
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・					円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
計					
当期分 (13)					

連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額の計算

損金不算入額（別表十七の二(二)「29」）	10	円	連結法人の関連者支払利子等の額（別表十七の二(二)付表一「10」）	12	円
関連者支払利子等の額の合計額（別表十七の二(二)「1」）	11		連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額 (10) × (12)/(11)	13	

調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の計算

対象連結事業年度	14	・ ・ ・ ・			
対象連結事業年度に係る連結超過利子額（対象連結事業年度の別表十七の二(二)「29」）	15	円	対象連結事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額（対象連結事業年度の別表十七の二(二)「1」）	16	円

特定子法人の名称	17			
本たの店る所又事在は務主所 国名又は地域名	18			
本たの店る所又事在は務主所 所在地	19			
特定子法人事業年度	20	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
(20)の期間のうち連結法人の対象連結事業年度終了の日後の期間を除いた期間	21	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
(16)のうち特定子法人に対して(21)の期間に支払われたもの	22	円	円	円
調整対象連結超過利子額 (15) × (22)/(16)	23			
特定子法人事業年度に係る個別課税対象金額等（別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」）	24			
(23)と(24)のうち少ない金額	25			

合計（(25)欄の合計）	26	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）